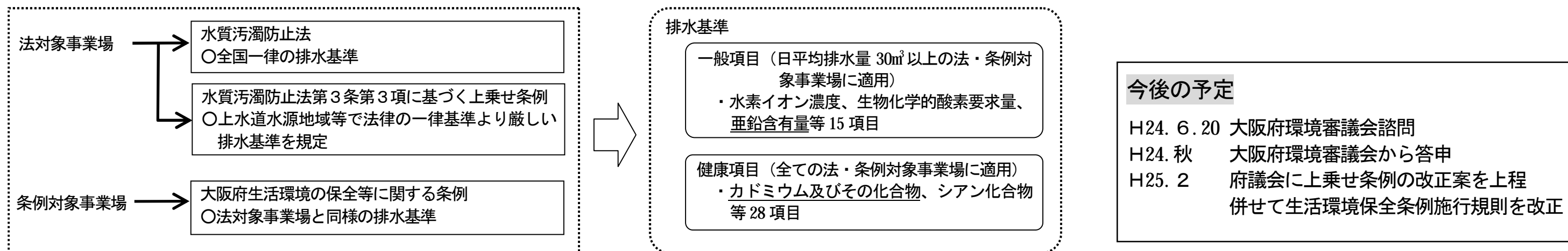


亜鉛含有量の排水基準に係る経過措置の見直し 並びに カドミウム及びその化合物に係る排水基準の見直しについて



今回検討する各物質の規制状況と見直し概要

	環境基準		排水基準		用途	毒性
	公共用水域		法対象事業場			
	水質汚濁防止法	上乗せ条例	条例対象事業場	生活環境保全条例		
亜鉛	河川：全類型 0.03mg/L 海域：類型毎に 0.02mg/L 又は 0.01mg/L	2 mg/L (日平均排水量 50m ³ 以上) 〔※経過措置 (H28.12.11 まで) 暫定基準 5 mg/L (3 業種)〕	2 mg/L (日平均排水量 30m ³ 以上) 〔※経過措置 (H25.3.31 まで) 暫定基準 5 mg/L (1 業種) <今回諮問>〕	2 mg/L (日平均排水量 30m ³ 以上) (経過措置無し)	鉄、鋼のめっき、伸銅品、亜鉛合金ダイカスト、写真製版用亜鉛板、乾電池用亜鉛板の製造等	
カドミウム	0.01mg/L⇒0.003 mg/L (平成 23 年 10 月改定)	0.1mg/L <今年度 中環 審で審議予定>	上水道水源地域 0.01mg/L <今回諮問>	上水道水源地域 0.01mg/L その他の地域 0.1mg/L <今回諮問>	カドミ系顔料、ニッケル・カドミウム電池、合金、メッキ、蛍光体等	腎臓への障害、骨軟化症

「上乗せ条例」：水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例
 「生活環境保全条例」：大阪府生活環境の保全等に関する条例

規制等に係る経緯

《亜鉛》	
昭和 46 年 6 月	水質汚濁防止法に基づく排水基準の設定
平成 15 年 11 月	水生生物の保全に係る環境基準の設定（府域における類型指定 河川：18 年度→1 水域、21 年度→62 水域）
平成 18 年 12 月	水質汚濁防止法に基づく排水基準の強化（5→2mg/L）（10 業種に暫定基準（5mg/L）を適用）
平成 20 年 4 月	上乗せ条例及び生活環境保全条例に基づく排水基準の強化（5→2mg/L） （1 業種（電気めっき業）に暫定基準（5mg/L）を適用）
平成 23 年 12 月	水質汚濁防止法に基づく排水基準の経過措置の見直し （3 業種（金属鋳業、電気めっき業等）に引き続き暫定基準を適用。7 業種（無機顔料製造業等）には一律基準（2mg/L）を適用）

《カドミウム》	
昭和 46 年 6 月	水質汚濁防止法に基づく排水基準の設定
昭和 46 年 12 月	水質汚濁に係る環境基準の設定
平成 23 年 10 月	毒性評価の見直しに伴う環境基準の強化（0.01mg/L→0.003mg/L）